

地下水の水質汚濁に係る環境基準(地下水の汚染の有無の判断基準)

[地下水の水質汚濁に係る環境基準について(抜粋)平成9年3月13日環境庁告示第10号(最終改正:令和3年10月7日環境省告示第63号)]

| 項 目 | 環 境 基 準 | 判 断 基 準 |
|----------------|---------------|----------|
| カドミウム | 0.003 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 全シアン | 検出されないこと | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 六価クロム | 0.02 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 砒素 | 0.01 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L以下 | 検出されないこと |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | 検出されないこと |
| P C B | 検出されないこと | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L以下 | 検出されないこと |
| クロロエチレン | 0.002 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L以下 | 検出されないこと |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 | 検出されないこと |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L以下 | 検出されないこと |
| チウラム | 0.006 mg/L以下 | 検出されないこと |
| シマジン | 0.003 mg/L以下 | 検出されないこと |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L以下 | 検出されないこと |
| ベンゼン | 0.01 mg/L以下 | 検出されないこと |
| セレン | 0.01 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 1.0 mg/L以下 | 検出されないこと |
| ふっ素 | 0.8 mg/L以下 | 検出されないこと |
| ほう素 | 1 mg/L以下 | 検出されないこと |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L以下 | 検出されないこと |

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 汚染の有無の判断基準は、平成9年3月13日環境庁告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。